

体罰の要因分析

～平成24年度体罰実態把握調査で新たに判明した体罰事案について分析～

北海道教育委員会

(目 次)

【ページ】

□ はじめに	… 1
I 75件の体罰が調査以前に報告されなかった要因	… 2
1 体罰を行った教職員の認識	… 2
(1) 自分の行為が体罰ではないと思っている教職員が存在する	… 2
(2) 体罰を行った後、事態が収束したため、 報告は要しないと思っている教職員が存在する	… 2
2 学校（所属長等の管理職員）の認識	… 5
3 児童生徒・保護者の認識	… 6
II 体罰の状況分析	… 7
1 発生状況	… 7
(1) 校種別発生状況	… 7
(2) 場面別発生状況	… 7
(3) 場所別発生状況	… 7
2 体罰事案の分析	… 8
(1) 授業中、教室で発生した体罰事案の分析	… 8
(2) 部活動中、運動場・体育館で発生した体罰事案の分析	… 9
III 体罰の発生要因	… 11
1 誤った認識をもっていること	… 11
(1) 体罰が禁止されていることを理解していない	… 11
(2) 自分の行為が体罰であると認識しない	… 13
(3) 指導の範囲内であると認識	… 14
(4) 保護者等に理解されたことで解決したと認識	… 14
2 指導が上手くいかず、感情的になってしまうこと	… 15
(1) 指導が上手くいかず、感情的になってしまい、体罰に及んだものが過半数ある	… 15
(2) 感情的になってしまう場面	… 15
3 指導が教職員個人に任せられ、組織で対応していないこと	… 17
IV 対応策	… 18
1 感情のコントロールについて	… 18
2 コンプライアンスの徹底の意識付けについて	… 18
3 体罰に対する正しい認識をもつための取組について	… 18
(1) 教職員	… 18
(2) 所属長	… 19
(3) 児童生徒・保護者	… 19
4 事故報告書の提出について	… 20
□ おわりに	… 21

□ はじめに

北海道教育委員会は、平成24年度に文部科学省からの依頼に基づき、道内の全公立学校において体罰の実態調査を実施した。体罰の防止に関しては、これまでも様々な機会を通じ指導してきたところであるが、調査実施前までに道教委に事故報告があったものが15件であったのに対し、調査において新たに把握した体罰が75件にも及んだ。

本資料は、特に調査において新たに把握した体罰事案について分析し、事故発生時に報告されていなかった要因や、発生状況、体罰の発生要因を明らかにし、対応策をまとめたものであり、体罰防止に向けた取組の充実・強化を図り、体罰の根絶を目指す目的で作成したものである。

なお、作成に当たり、平成25年度北海道体罰防止対策連絡会議において、当該会議の構成員から出た意見等を参考にした。

※ 平成24年度の「体罰に係る実態把握」について

1 調査対象

平成24年度に発生した体罰に関し、道立学校及び札幌市を除く市町村立学校（道立学校270校、市町村立学校1,533校）の教職員、スクールカウンセラー、保護者、並びに中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中等部・高等部の生徒を対象に、体罰の有無等についてアンケート調査を実施し、調査対象数約61万人のうち、約42万人から回答を得た。

2 調査項目

アンケート調査をもとに新たに把握した体罰の件数及び被害を受けた児童生徒数、体罰が行われた場面・体罰の態様、被害の状況、把握のきっかけ等の項目について調査を行った。

I 75件の体罰が調査以前に報告されなかった要因

体罰が発生した際に、所属長や教育委員会に適切に報告されなかった要因について、体罰を行った教職員の意識や学校の対応、生徒・保護者等の意識の観点から分析を行う。

1 体罰を行った教職員の認識

(1) 自分の行為が体罰ではないと思っている教職員が存在する

① 体罰には程度があり、「この程度の行為は体罰には当たらない」という誤った解釈

▶ 体罰は学校教育法で禁じられている行為であることの認識が不十分である。

② 指導における有形力の行使は、「必要なときとそうでないときがある」という誤った解釈

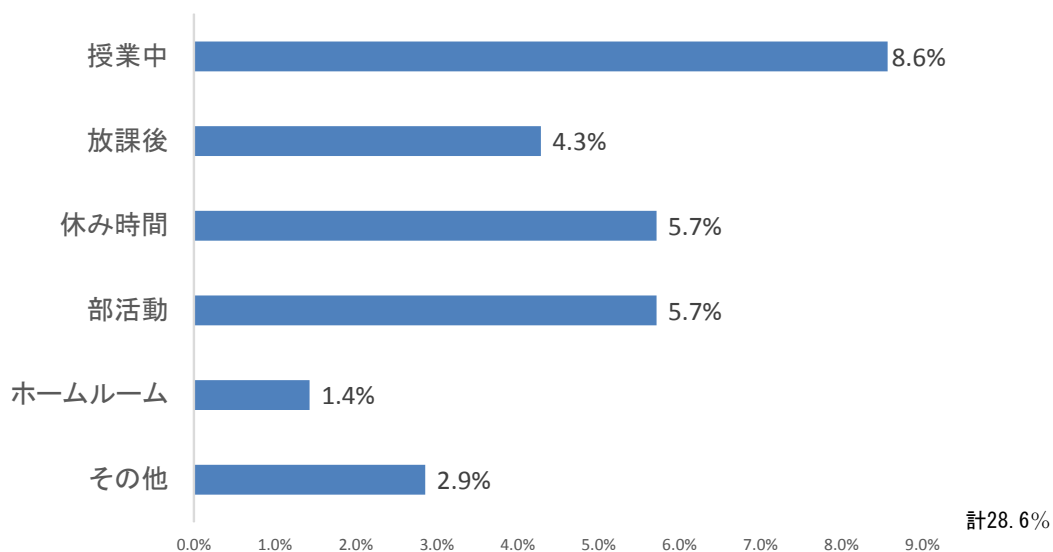
また、体罰を行った教職員本人に体罰の自覚がないため、目撃者や児童生徒等の報告がない限り、把握されにくい状況

※ 有形力の行使

目に見える物理的な力。児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした行為などは、教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。

▶ 有形力の行使は、正当防衛又は正当行為の場合のみに行うことができることを認識することが必要

厳しい指導として、ある程度の有形力の行使は必要との認識をもって体罰を行った場面



※ 「その他」は、夏期講習、学校活動外。

(2) 体罰を行った後、事態が収束したため、報告は要しないと思っている教職員が存在する

① 叩いたことについて児童生徒が理解し、指導が完了したことから大丈夫という誤った解釈

▶ 児童生徒が、体罰を行った教職員の指導に怯えただけかもしれないのに、体罰を用いて自分の指導が達成されたと勘違いするケース。

児童生徒も、自分を責めて体罰を行った教職員の指導に納得しているため、誰にも相談しない場合が多い。

② 指導の一環として保護者が理解したから大丈夫という誤った解釈

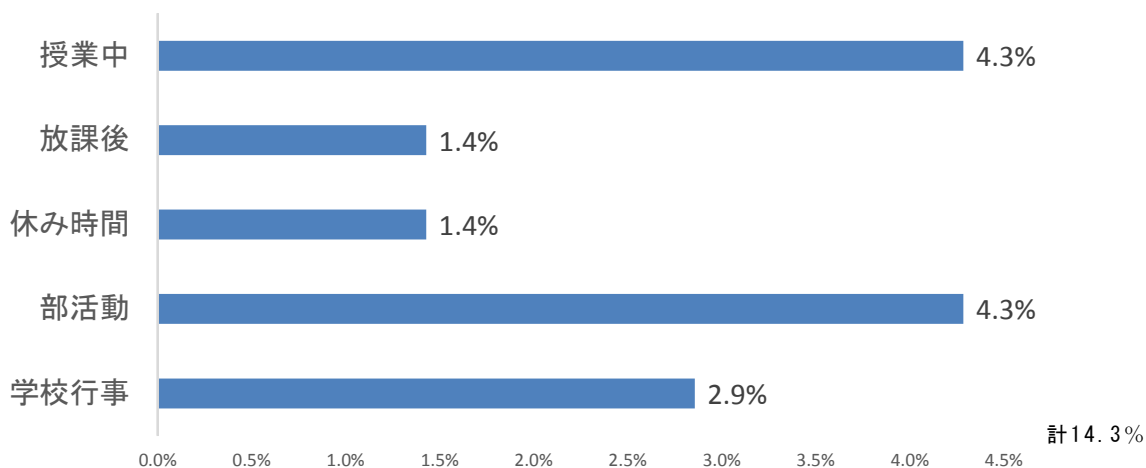
▶ 保護者に対して自分の指導内容を説明、謝罪し、理解が得られたことから問題が解決したと勘違いするケース。

保護者から、学校に相談されない、報告しにくい状況を招くことも懸念される。

③ 児童生徒がけがをしなかったから報告すべき体罰ではないという誤った解釈

- ▶ 有形力の行使を行っても児童生徒がけがをしなければ体罰ではないと勘違いするケース。けがを伴う体罰は、重大な信用失墜行為であることを認識する必要がある。

保護者等に謝罪し、理解を得たことから、問題が解決したと考え、報告しなかった体罰事案



【事例1】自分の行為を体罰と認識していなかったため、報告されなかったもの

中学校に勤務する教諭Aは、顧問をする部活動部員を練習試合に引率した際、試合中にミスをした生徒P、Qに対して感情的になり、平手で頬をたたくなどの体罰を行った。生徒P、Qにけがはなかった。
(処分：減給1か月)

生徒に対する指導の経緯等

数回注意したにもかかわらず、集中力に欠けミスなどを繰り返していたことから、感情的になり、作戦タイム中に生徒P、Qに対し、大声で注意した。

教職員の認識

生徒P、Qにけががなく、保護者と信頼関係が取れており、自身の行為を体罰ではないと判断した。

生徒の認識

自分のミスが原因なので、たたかれても仕方ないと思った。指導の一環だと思った。

保護者の認識

教諭Aから事故の概要の説明と謝罪を受け、指導の一環として理解した。

分析の結果

□ 教諭Aに「指導の一環として、これくらいは許される」という誤った認識があり、自分の行為を体罰ではなく、部活動の指導上の行為として認識していた。

試合中にミスをした生徒P、Qに感情的になって対応するのではなく、自分の感情をコントロールして、指導者として冷静かつ毅然とした姿勢で指導することが必要であった。

また、生徒P、Qに対して、日頃の練習の成果を練習試合という場で性急に求めて対応するのではなく、試合中になぜ集中力に欠けたのか、なぜミスをしたのかを共感的な姿勢で理解した上で、指導助言する姿勢が必要であった。

※ 体罰を行った教職員が自身の行為を体罰ではないと判断した事例は、約66%を占めている(グラフ「教職員の体罰に対する認識」P14参照)。

【事例2】体罰と認識していたが、児童生徒やその保護者に謝罪し、理解を得られたことから、問題が解決したと考え、報告しなかったもの

高等学校に勤務する教諭Bは、会議室で、他の教諭が生徒Rに対し、同級生への嫌がらせ行為を指導していた際、反抗的で素直に自分の行為を認めようとしない態度を見て感情的になり、胸ぐらをつかんで椅子から床に下ろし、正座させたまま、当該生徒の頬を平手で3回たたいた。

生徒Rに、けがはなかった。

事故当時、教諭Bは、会議室に入室後、生徒Rの表情や態度から反抗的な態度で面談を受けているものと思い込み、瞬間的に体罰に及んだことから、同室の他の教諭C、Dは、教諭Bの行為を制止できなかった。

教諭Bは、生徒R及び保護者から理解されたことで指導に納得したと判断し、校長に報告をしなかった。また、教諭C、Dは、教諭Bが生徒Rの学級担任であったことなどから、管理職に対する報告も教諭B自ら行われるものと思い込み、管理職への報告を行わなかった。（処分：戒告）

生徒に対する指導の経緯等

教諭Bは、担任する生徒Rが同級生に対する嫌がらせ行為について他の教諭C、Dから生徒指導上の面談を受けている様子を確認するため、会議室に入ったところ、生徒Rは素直に嫌がらせ行為を認めようとせず、開き直るような態度で、誠意をもって正直に答えていない態度であった。

教職員の認識

口頭指導では理解しないと感じ有形力行使したが、生徒Rが反省しているように見え、保護者とも良い信頼関係を築いていたことから、経緯の説明や謝罪により、生徒Rと保護者から理解を得、指導に納得したものと判断した。

生徒の認識

自分が悪いので、たたかれても仕方ないと思った。たたく行為に至った経緯の説明と謝罪を受け、指導と受け止めた。

保護者の認識

教諭Bから事故の概要の説明と謝罪を受け、指導の一環として理解した。

分析の結果

- 教諭Bは体罰と認識していたが、生徒Rや保護者に理解を得られたことで解決済みであり、報告不要と判断したため、事故発生時に管理職に報告しなかった。
- 体罰を行った以上、生徒Bや保護者から理解を得られたとしても、管理職に報告しなければならないという認識をもつ必要があった。
- 体罰の現場に居合わせていた他の教諭C、Dが、教諭Bに対して管理職に報告したかどうかを確認するか、自らが管理職に速やかに報告しなければならないという認識をもつ必要があった。

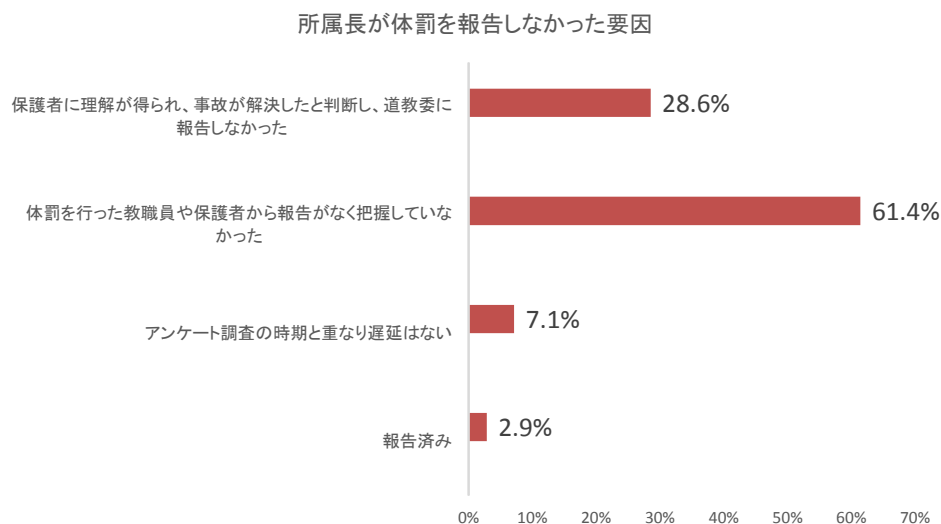
※ 体罰を行った教職員が、被害を受けた生徒や保護者に謝罪し、理解を得ることで、解決したとして報告不要と誤った判断をした事例は、約14%を占めている(グラフ「教職員の体罰に対する認識」P14参照)。

2 学校（所属長等の管理職員）の認識

所属長に、教職員、保護者・児童生徒から体罰について報告・相談があった場合でも、保護者や児童生徒が理解していることや、けががないことから、所属長が教育委員会に報告しないケースがある。

中でも、保護者の理解が得られ、事故が解決したと考えた所属長が28.6%に及ぶ。

体罰を行った教職員が体罰を行ったという事実を教育委員会に適切に報告し、生徒・保護者への対応を完了して、はじめて事故が解決するという意識をもつことが重要である。



【事例3】保護者の理解が得られ、学校が道教委に報告しなかったもの

高等学校に勤務する教諭Eは、担当教科の授業中、生徒Sが騒がしくしていたことから、再三にわたり注意したが、生徒Sは、私語をするなど注意を聞き入れることなく騒ぎ続けるなどの行為をしたことから感情的になり、教務手帳で生徒Sの頭頂部を2回、右側頭部を1回たたいた。生徒Sにけがはなかった。
(処分：戒告)

生徒に対する指導の経緯等

1年生の時から真剣に取り組まない生徒Sに注意をしてきたが、当日の授業時も再三の注意を聞かず授業妨害を繰り返し、教諭Eに対し挑発行為とともれる言動をしたため、自己を抑えることができず体罰に至った。

教職員の認識

事故直後、不適切な指導と考えていたが、生徒Sがけがをしていないこと、また、生徒Sが教諭Eの行為に理解を示したものと感じたため、体罰であるとの認識がなかった。

生徒の認識

生徒Sは、自分に対する指導と理解した。

保護者への対応

保護者から校長に事故があった旨の連絡があり、学校側から保護者に事実関係の説明と謝罪を行い、指導の一環として理解を得た。

学校の認識

校長は、体罰に対する認識不足により、教諭Eの行為が体罰には至らないものと判断し、教育委員会に事故を報告しなかった。

分析の結果

- 校長自身の認識不足により、体罰と判断せず、事故を報告しなかった。
- 体罰事故発生後、教頭や教諭Eなどが生徒Sの保護者に事実関係の説明と謝罪を行った時点で当該校長が道教委に報告すれば、道教委は速やかに把握できた事案であった。

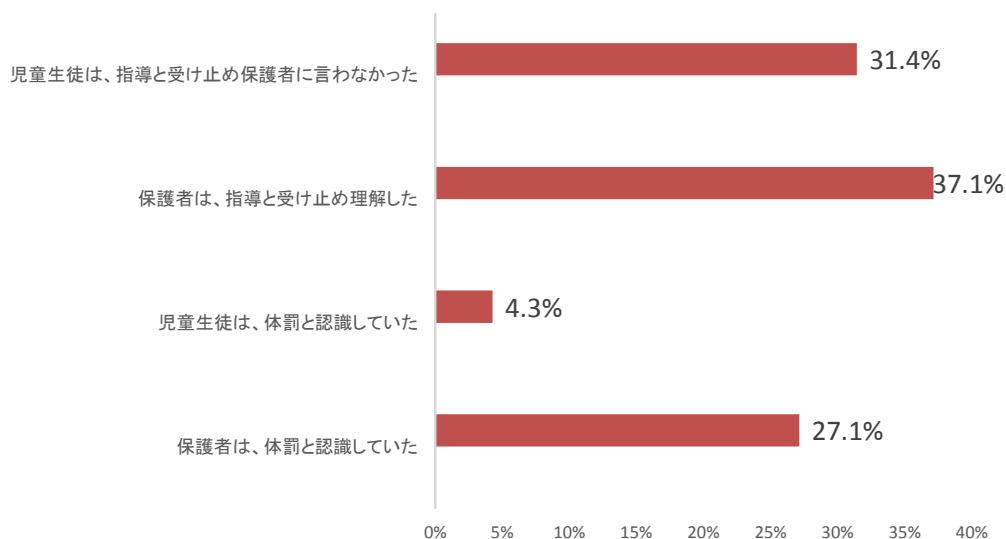
3 児童生徒・保護者の認識

児童生徒及び保護者が、体罰を行った教職員の行為が児童生徒に対して必要な指導であると捉え、体罰とまでは認識しなかったケースがある。

体罰を行った教職員の行為が体罰に該当するか否かを保護者側が判断することは難しい。

学校は、児童生徒・保護者、地域社会と体罰に関する正しい認識を共有することが大切であり、学校や教育委員会は、児童生徒・保護者等に対し「体罰はいかなる状況においても決して許されないもの」であることを様々な機会を通じて啓発していくことが重要である。

児童生徒・保護者の体罰に対する認識



※ 四捨五入のため、内訳の計と総計が合わない。

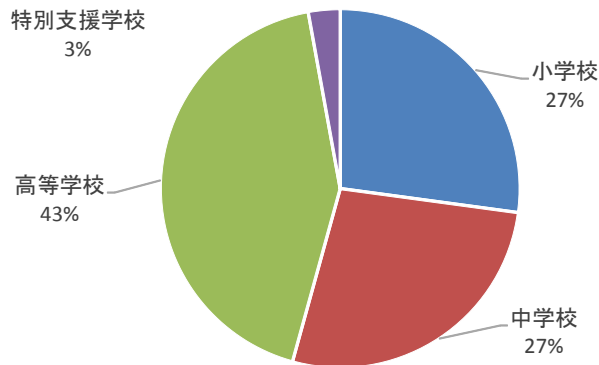
Ⅱ 体罰の状況分析

1 発生状況

(1) 校種別発生状況

高等学校で最も多く発生し（43%）、次いで小学校、中学校で多く発生している（27%）。

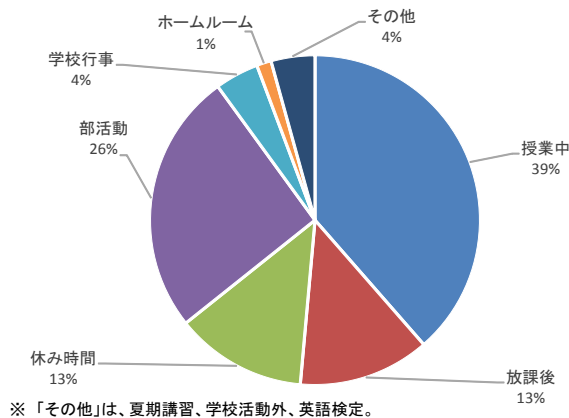
発生割合(学校種別)



(2) 場面別発生状況

授業中に最も多く発生し（39%）、次いで部活動中で多く発生している（26%）。

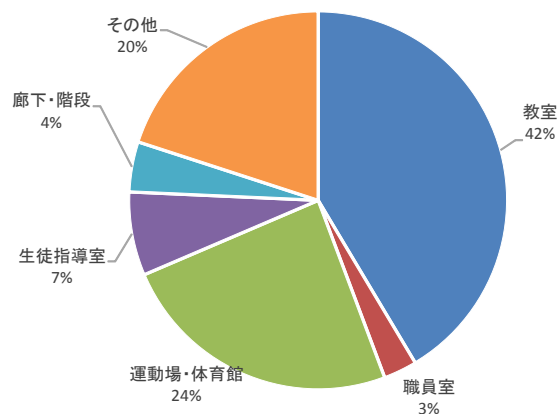
場面別の体罰の状況



(3) 場所別発生状況

教室で最も多く発生し（42%）、次いで運動場・体育館で発生している（24%）。

場所別の体罰状況



2 体罰事案の分析

場面別の体罰の状況及び場所別の体罰の状況を併せ見ると、

- ① 授業中、教室で発生した体罰事案 (28.6%)
 - ② 部活動中、運動場・体育館で発生した体罰事案 (18.6%)
 - ③-1 放課後、その他の場所(生徒玄関など)で発生した体罰事案 (5.7%)
 - ③-2 休み時間、教室で発生した体罰事案 (5.7%)
 - ④-1 放課後、教室で発生した体罰事案 (4.3%)
 - ④-2 学校行事中、運動場・体育館で発生した体罰事案 (4.3%)
- の割合で発生した。

(1) 授業中、教室で発生した体罰事案の分析

- ① 児童生徒の態様
 - ・ 授業に集中しない 10.0%
 - ・ 課題が多いクラス 4.3%
 - ・ 授業に集中せず騒ぐ 4.3%
 - ・ うまく学習を理解できないなど 2.9%
 - ・ 同級生を責め立てる・他の児童をたたくなど 2.9%
 - ・ 授業妨害をした 1.4%
 - ・ 忘れ物や授業に集中しない 1.4%
 - ・ 授業中に居眠りをした 1.4%
- ② 児童生徒の行動
 - ・ 反抗的な態度をとった 10.0%
 - ・ 再三の指導でも改善が見られなかった 7.1%
 - ・ 再三の指導に従わなかった 4.3%
 - ・ ふざけた行動や発言をされた 2.9%
 - ・ 期待を裏切られた 2.9%
 - ・ 反省する態度が見られなかった 1.4%
- ③ 体罰の内容及び傷害の有無・程度
 - ア 体罰の内容
 - ・ 素手で殴る 11.5%
 - ・ 殴る及び蹴る等 2.9%
 - ・ 棒(版画版、教務手帳)などで殴る 2.9%
 - ・ 投げる・転倒させる 1.4%
 - ・ その他 10.0%

※「その他」は、胸元を掴んで揺さぶる、ヘッドロックをする、首を押した、手の平で押す、電卓を投げつけた、耳を引っ張る、頭を机に押しつけるなど
 - イ 傷害の有無・程度
 - ・ 傷害なし 22.9%
 - ・ 傷害あり 5.7%

※「傷害あり」の内容は、打撲、外傷など。
- ④ 分析結果
 - 「授業に集中しない」、「課題が多いクラス(の)」、「授業に集中せず騒ぐ」児童生徒が、「反

抗的な態度をとった」、「再三の指導に従わなかった」、ため、「素手で殴る」、「殴る及び蹴る等」、「棒（版画版、教務手帳）などで殴る」といった事案が多く、傷害を負わせた事案は少ないものの、このうち、打撲や外傷を負わせた事案があった。

また、授業中、教室以外の場所（運動場・体育館、職員室など）で発生した体罰事案（全体の10.0%）においては、「指導に従わず落ち着きのない生徒」、「問題行動を繰り返す児童」が、「再三の指導でも改善が見られなかった」、「反省する態度が見られなかった」ため、「素手で殴る」といった事案が多く、傷害を負わせた事案は少ないものの、このうち、打撲を負わせた事案があった。

以上のことから、指導の際に、児童生徒が、再三にわたる指導に従わなかったり、反抗的な態度が見られたり、反省する態度が見られなかった際に、素手で殴るような事案が多い状況にあると言える。

(2) 部活動中、運動場・体育館で発生した体罰事案の分析

① 生徒の態様

・ 怠慢なプレーを繰り返す	7.1%
・ ミスをした	2.9%
・ 思い通りに動かない	2.9%
・ 生徒指導上の問題がある	1.4%
・ 遅刻など生活習慣に問題がある	1.4%
・ 急に立ち上がった	1.4%
・ 大会にユニフォームを忘れた	1.4%

② 生徒の行動

・ 再三の指導でも改善が見られなかった	8.6%
・ 普段の力を出しきっていなかった	4.3%
・ 反省する態度が見られなかった	1.4%
・ やる気や真剣さが見られなかった	1.4%
・ ふざけた行動や発言をされた	1.4%
・ 期待を裏切られた	1.4%

③ 体罰の内容及び傷害の有無・程度

ア 体罰の内容

・ 素手で殴る	10.0%
・ 殴る及び蹴る等	4.3%
・ 蹴る	2.9%
・ 投げる・転倒させる	1.4%

イ 傷害の有無・程度

・ 傷害なし	14.3%
・ 傷害あり	4.3%

※ 「傷害あり」の内容は、打撲。

④ 分析結果

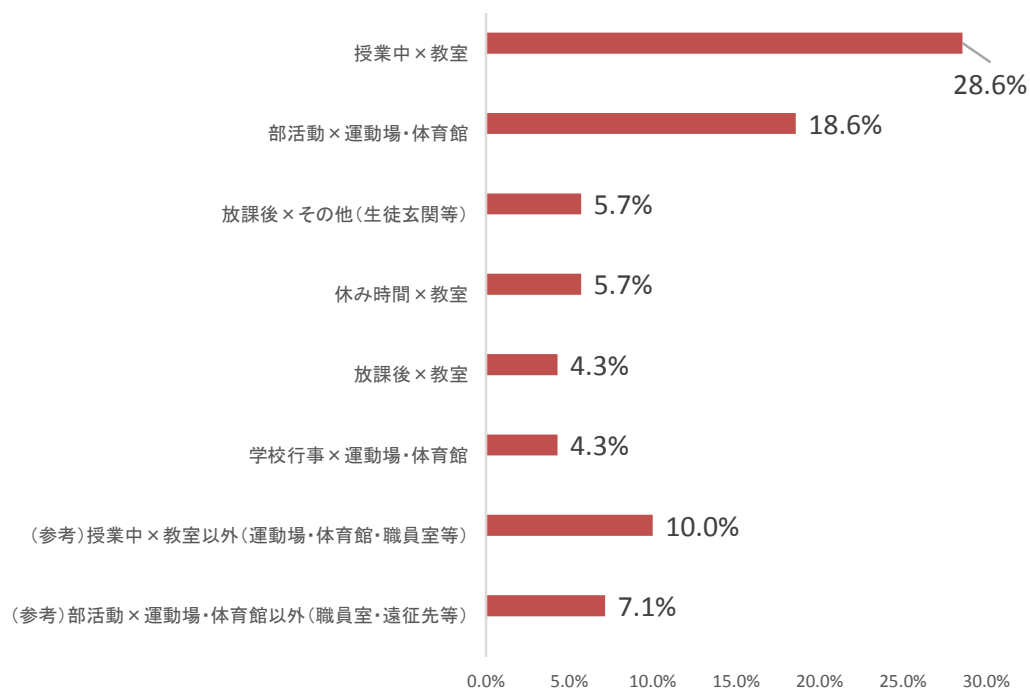
部活動中に、「怠慢なプレーを繰り返す」、「ミスをした」、「思い通りに動かない」生徒が、「再三の指導でも改善が見られなかった」、「普段の力を出しきっていなかった」ため、「素手で殴る」、「殴る及び蹴る等」といった事案が多く、傷害を負わせた事案は少ないものの、このうち、打撲を負わせた事案があった。

また、部活動中、運動場・体育館以外の場所（職員室、遠征先など）で発生した体罰事案（全体の7.1%）においては、「遅刻など生活習慣に問題がある」生徒などに対し、「期待を裏切られた」、「再三の指導でも改善が見られなかった」ため、「素手で殴る」といった事案が多いが、

このうち、傷害を負わせた事案はなかった。

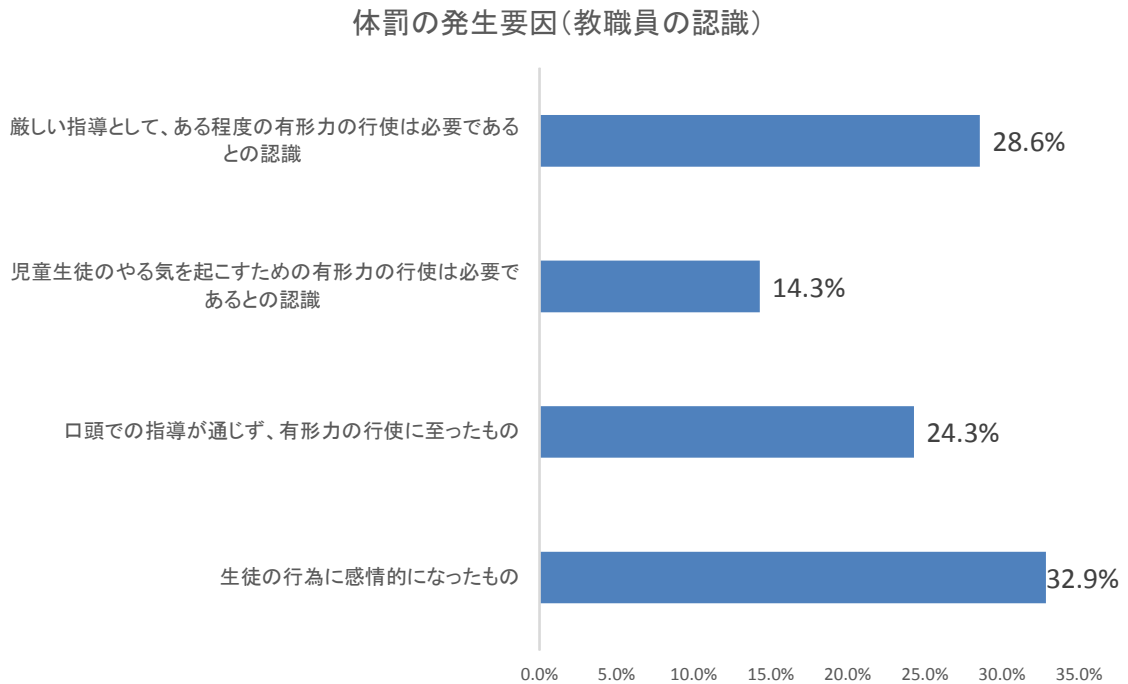
以上のことから、部活動中においては、指導の際に、再三の指導に従わなかった場合に、素手で殴る行為が多い状況にあると言える。

場面別及び場所別の体罰の状況



Ⅲ 体罰の発生要因

「Ⅱ 体罰の状況分析」をもとに、体罰が発生する要因を考察する。



1 誤った認識をもっていること

(1) 体罰が禁止されていることを理解していない

・ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

・ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(通知)(平成25年3月13日、24文科初第1269号)記2「懲戒と体罰の区別について」(2)

その懲戒の内容が、身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

- ① 体罰が法令で禁止されていることを理解していない、知らない教職員がいる。
- ② 教職員が体罰に関して正しい理解をしていないだけでなく、所属長や市町村教育委員会が正しく理解していない事例も見受けられる。
- ③ 「厳しい指導として、ある程度の有形力の行使は必要である」と回答した教職員は28.6%に及ぶ。

このように回答した教職員は、体罰を潜在的に認めているものと考えられ、こうした意識が、状況によって、体罰を起こす要因になり得るものと考ええる。

また、こうした意識が是正なされない限り、体罰はなくなるものと考ええる。

【事例4】厳しい指導として、ある程度の有形力の行使は指導の許容範囲との認識があったもの

高等学校に勤務する教諭Fは、授業中の私語や指示に従わないなど、授業に集中せずに騒ぐなどの問題行動を繰り返す生徒Tに対し、廊下で個別指導していた際、横柄な態度を取る生徒Tに対し、口頭指導のみで態度を改善させることは難しいと感じ、平手で生徒Tの頬を1回たたいた。生徒Tにけがはなかった。(処分：減給1か月)

生徒に対する指導の経緯等

教諭Fは、生徒Tが他の教諭に対して反抗的な態度や横柄な態度を取っていたことを見たり聞いたりしており、生徒指導部長として生徒Tに対し機会を捉えて指導をしようと考えていた。

教職員の認識

教諭Fは、頬を平手でたたく行為は、指導の許容範囲と捉えており、生徒Tに対しては、口頭指導のみで態度を改善させることは難しいと考え、たたく行為により指導が深まるものと考えていた。

分析の結果

- 教諭Fは自分の行為は、体罰ではなく、指導の許容範囲として「厳しく指導した」ものという認識だった。
- 頬を平手でたたく行為は、指導の許容範囲ではなく体罰であるとの認識をもつ必要があった。
授業中の私語や指示に従わないなどの問題行動を繰り返す生徒Tに対して、感情的になって対応するのではなく、言いたいことを「聴く」ことで、相手が伝えようとしていることを受け止めて理解する必要があった。
「授業中、どうして指示に従わないのか」を「授業中、どうすれば指示に従うことができるのか」に置き換えて、指示に従うための具体的な行動を起こすよう働きかける必要があった。

※ 指導による改善が図られない児童生徒に対して、厳しい指導として、ある程度の有形力の行使は必要であるとの認識で体罰を行った事例は、約29%を占めている(グラフ「体罰の発生要因(教職員の認識)」P11参照)。

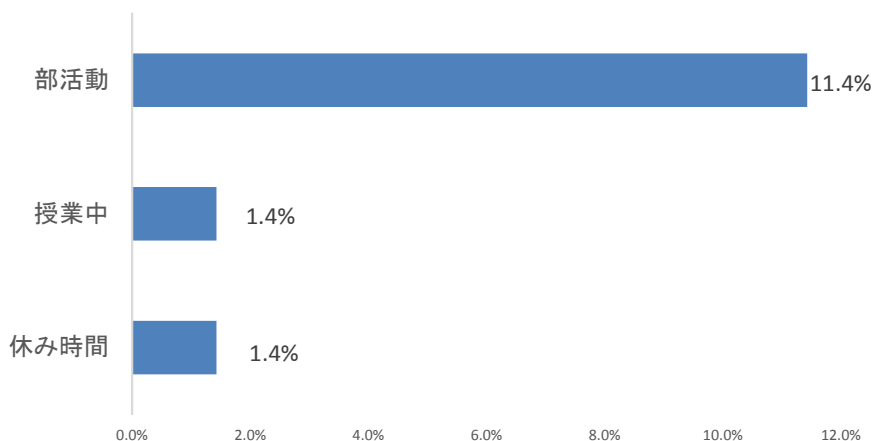
④ 「児童生徒のやる気を起こすための有形力の行使は必要」と考える教職員は14.3%に及ぶ(グラフ「体罰の発生要因(教職員の認識)」P11参照)。

これは、有形力の行使を是認する自分勝手な思い込み、理解不足である。

「身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する」ものであり、「刑事上、民事上も正当防衛又は正当行為(中略)以外はすべて体罰である」ということを理解する必要がある。

体罰は、学校教育法に反するだけではなく、行政上の責任(信用失墜行為、地方公務員法に基づく懲戒処分)、刑法上の責任(傷害罪、暴行罪、監禁罪等)、場合によっては民事上の責任(国家賠償法による損害賠償責任)を負うことがあることを留意する必要がある。

生徒のやる気を起こすための有形力の行使は必要との認識をもって体罰を行った場面



【事例5】児童生徒のやる気を起こすために有形力の行使は必要であるとの認識があったもの

中学校に勤務する教諭Gは、顧問をする部活動の指導中、指示したとおり動かない生徒Uに対し、口頭で繰り返し指導したが、生徒Uの動きが一向に変わらなかったことにやる気が無いと感じ、気合いを入れるため、生徒Uの左足を1回蹴った。生徒Uにけがはなかった。 (処分：戒告)

生徒に対する指導の経緯等

教諭Gは、生徒Uに対し、「言われたことをやろうという気持ちがあるのか。」と何度も口頭で指導を続けたが、生徒Uの動きが一向に改善されず、やる気のない態度に見えたことから、生徒Uの気持ちを奮起させる必要があると感じた。

教職員の認識

教諭Gは、生徒Uに気合いを入れたいと考えて行った行為で、体罰という認識がなく、部活動の指導で行った行為で、通常の指導の範囲内の行為と考えていた。

分析の結果

- 教諭G、生徒U、保護者すべてが部活動中の指導であり、体罰と捉えていなかった。
- やる気がないと感じた生徒Uに感情的になって「気合いを入れる」などといった対応を行うのではなく、自分の感情をコントロールする方法について研修を重ね、指導者として冷静かつ毅然とした姿勢で指導する必要がある。

生徒Uに対して、やる気のない態度に見える原因を冷静に確認し把握するとともに、「やる気が出ないときもある」などの共感的な姿勢で理解した上で、指導助言する姿勢が必要であった。

※ 児童生徒に対し、児童生徒のやる気を起こすために有形力の行使が必要であるとの認識で体罰を行った事例は、約14%を占めている(グラフ「体罰の発生要因(教職員の認識)」P11参照)。

- ⑤ 児童生徒と信頼関係があるから許される体罰が存在するという誤った考えをもった教職員が存在する。

(2) 自分の行為が体罰であると認識しない

自分の行ったことが体罰だとは認識していなかった教職員は、65.7%にも及ぶ(グラフ「教職員の体罰に対する認識」P14参照)。

そもそも体罰が必要と考えていたり、多少の有形力の行使は認められると誤解したりしている教職員が多いと考えられるが、体罰を行った教職員のうち、約3分の2の者が体罰とは認識していなかったという回答があったことは、大きな課題である。

※ 体罰とは認識していなかったとの回答があった教職員の行為は、次のとおりである。

ア この程度であれば体罰ではないと認識

素手で殴る	56.5%
蹴る	15.2%
殴る・蹴る	6.5%
投げる・転倒させる	4.3%
その他	17.4%

イ 生徒が指導を理解し納得したと認識

素手で殴る	66.7%
蹴る	33.3%

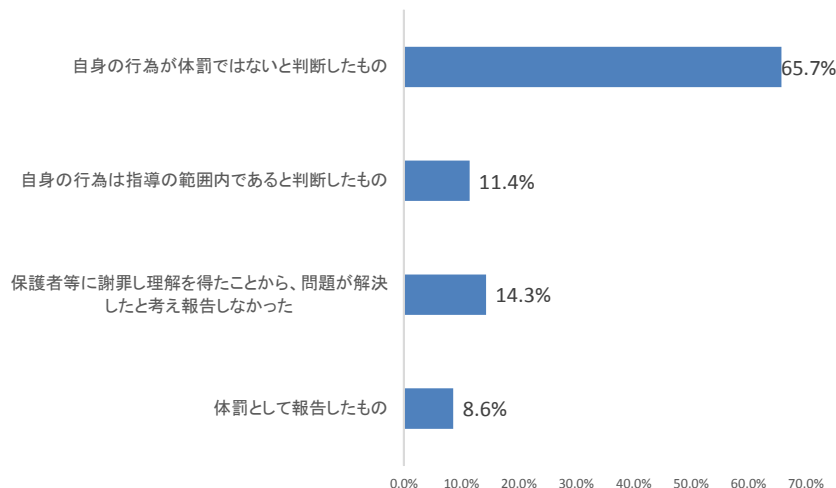
(3) 指導の範囲内であると認識

自身の行為は指導の範囲内であると判断した教職員は11.4%となっている。

(4) 保護者等に理解されたことで解決したと認識

保護者や児童生徒に謝罪し、保護者が指導の一環と理解すれば事態は収束すると思った教職員は、14.3%となっている。

教職員の体罰に対する認識



児童生徒・保護者に理解が得られ、事態が収束し解決したと考えたもの、及び指導の一環として保護者が理解してくれたものとして報告がないものがある。

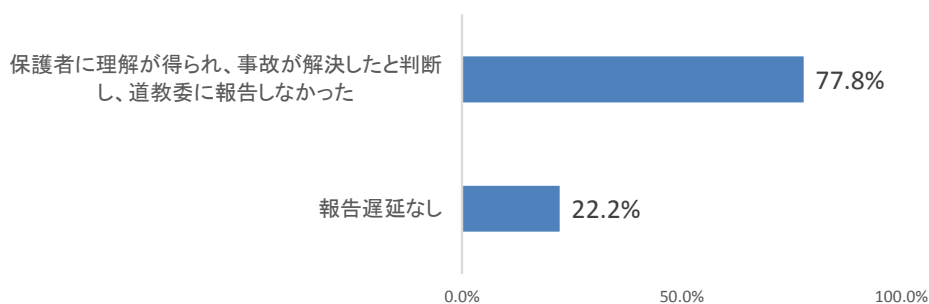
① 教職員は体罰を報告したが、所属長や市町村教育委員会が報告しなかった事案

77.8%

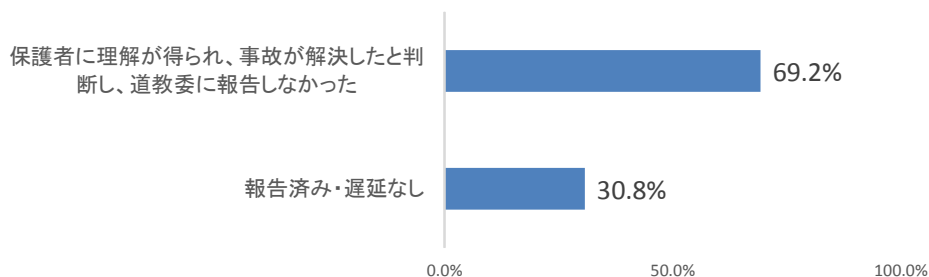
② 事故後に保護者から相談があったが、所属長や市町村教育委員会が報告しなかった事案

69.2%

教職員からの報告に対する所属長や市町村教育委員会の対応



保護者からの相談に対する所属長や市町村教育委員会の対応



2 指導が上手くいかず、感情的になってしまうこと

(1) 指導が上手くいかず、感情的になってしまい、体罰に及んだものが過半数ある

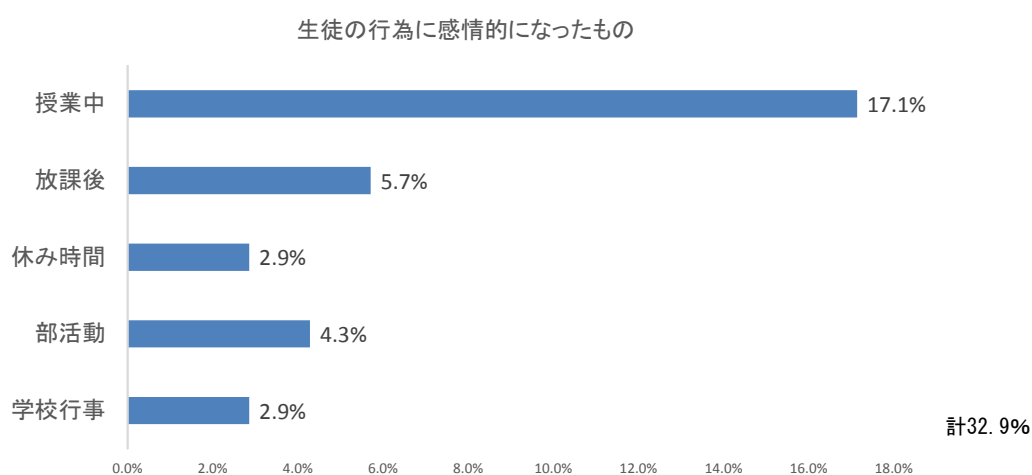
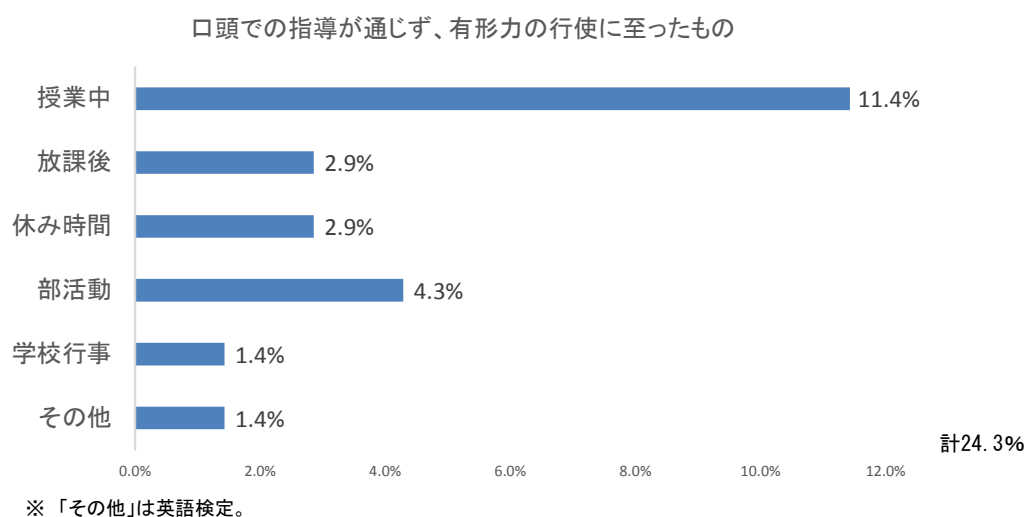
このケースは、「口頭での指導が通じず、有形力の行使に至ったもの」が24.3%、「生徒の行為に感情的になってしまったもの」が32.9%と、合わせて57.2%もの教員が自分の感情をコントロールできない結果となっている（グラフ「体罰の発生要因（教職員の認識）」P11参照）。

「望ましい指導の在り方—体罰の根絶を目指して—」P38にも紹介しているとおり、アンガーマネジメントという「自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法」がある。

教員も人間であり、カッとなる場合もあるが、怒りに任せ、その矛先を児童生徒に向けるのではなく、怒りを逃したり、冷静になるための手法をそれぞれ身に付けることによって、指導のあり方を改善していくことができるものと考えられる。

こうした手法を有効な手段として実践し、過半数以上の体罰の原因になっている怒りの感情をコントロールすることを学び、指導に生かす必要がある。

(2) 感情的になってしまう場面



【事例6】口頭での指導が通じず、有形力の行使に至ったもの

中学校に勤務する教諭Hは、授業中に居眠りをしていた生徒Vを、休み時間に呼び出して指導していたところ、生徒Vがふて腐れ、反省する態度が見られなかったことに感情的になり、足で生徒Vの脛を1回蹴った。生徒Vにけがはなかった。
(処分：戒告)

生徒に対する指導の経緯等

教諭Hは、自らが指導する生徒に対しては、日頃から学習態度や生活態度の在り方について厳しく指導しており、生徒Vに対しても指導が必要と感じ、授業態度について口頭による指導の上、反省を促していたが、生徒Vの態度からは真摯に反省する態度がうかがえなかった。

教職員の認識

教諭Hは、体罰時に、生徒Vが涙を浮かべたことについて、自らの行為に反省している姿が見られたとして、通常の指導の範囲内の行為であると判断し、管理職への報告をしなかった。

分析の結果

- 指導時に生徒Vが反省する態度が見られなかったことに感情的になり、体罰に及んだもの。
日頃から、一定の秒数を数える、間をおくために深呼吸するなど、緊張状況からリラックスできる方法を身に付けたり、また、実際に怒った場合に、その状況を記録するなどにより、怒りの感情を客観視する必要がある。
- 生徒Vが涙を浮かべたことについて、自らの行為に反省している姿が見られたとする教諭Hの認識は思い込みだったかもしれず、生徒Vは理不尽な指導に悔しかったかもしれなかった。

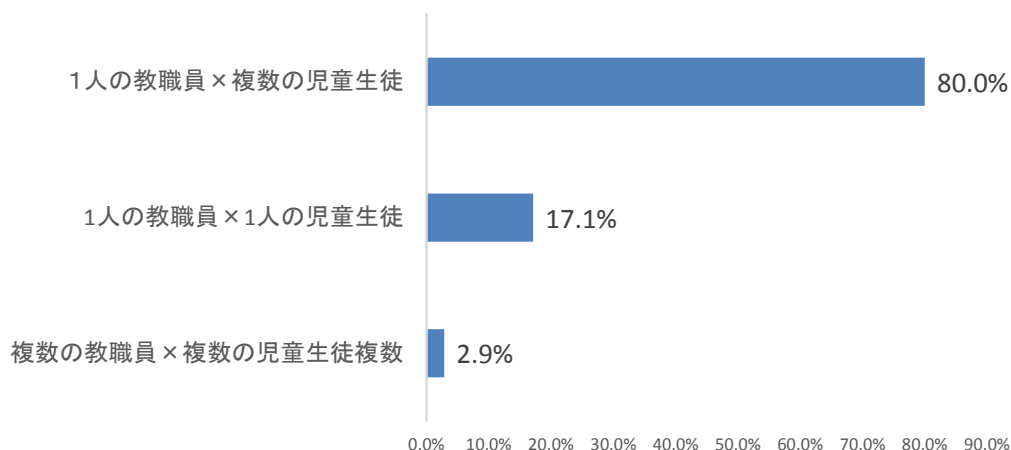
※ 児童生徒に対し、児童生徒の行為や態度に感情的になり、有形力の行使に至った体罰事例は、約33%を占めている(グラフ「体罰の発生要因(教職員の認識)」P11参照)。

3 指導が教職員個人に任せられ、組織で対応していないこと

教職員と児童生徒が1対1の場面で体罰に至ったものは17.1%。

児童生徒の指導方法に悩んでいる教職員に対する組織的な相談支援体制を整備する必要がある。

体罰時における教職員と児童生徒の人数



※ 教職員は、体罰を行った教職員も含む。

【事例7】児童生徒の指導が教職員個人に任されている事例

小学校に勤務する教諭Iは、担任する6年生の複数の児童に学芸会で発表するミュージカルを指導していた際、ステージ裏の通路において、他の児童の練習の妨げになる行為を繰り返していた児童Wを指導する際に感情的になり、児童Wを連れ出そうと襟首を片手でつかんで引っ張ったり、押し倒したりする行為を5回程度繰り返した。児童Wの首に擦り傷を負わせた。(処分：減給1か月)

児童に対する指導の経緯等

教諭Iは、練習を先に終えた児童Wがステージ横の器具庫のドアを大きな音を立てながら開け閉めしていたことから、口頭により数回注意した。その後、児童Wが、器具庫とステージをつなぐ通路で騒ぎはじめたことから注意したところ、教諭Iを無視するような態度を取り続けていたことから感情的になった。

教職員の認識

教諭Iは、児童Wに対して感情的になった。

分析の結果

□ 児童Wから無視をされるような態度をとり続けられたことに対し、感情的になり、自分を抑えられなくなって体罰に及んだもの。

日頃から、一定の秒数を数える、間をおくため深呼吸するなど、緊張状況からリラックスできる方法を身に付けたり、また、実際に怒った場合に、その状況を記録するなどにより、怒りの感情を客観視することを意識することや、学校全体でこのような場合にどのように対応するかを話し合うなどの支援体制の構築を進めていくことが必要である。

IV 対応策

1 感情のコントロールについて

指導の場面で感情的になることで児童生徒への対応が問題となる事例が、少なからず発生している。

怒りの性質を正しく知り、ストレス耐性を高くすることで落ち着いて問題を整理し、解決に向かう能力を身に付けることが重要である（教職員のためのアンガーマネジメント）。

（参考）学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

第4章（参考 アンガーマネジメント） … P38

2 コンプライアンスの徹底の意識付けについて

教職員自らがコンプライアンスの徹底を常に意識しながら職務に当たるとともに、学校において体罰に関する事例研修などを実施するなど、教職員に対する研修の充実を図ることが重要である。

（参考）学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

第4章 体罰の防止と組織的な指導体制について … P27～38

3 体罰に対する正しい認識をもつための取組について

(1) 教職員

① 体罰が禁止されていることを理解する。

いかなる場合であっても体罰は決して許されないことを理解していないケースが多い。

各学校においては、初任者や期限付き教員からベテランの教員に至るまで、学校教育法、文科省通知の内容を繰り返し確認するとともに、どのような場合が体罰に該当するかといった体罰に関する事例研修、さらに教員一人ひとりに応じた個別研修を工夫することにより、教員一人ひとりの体罰に関する正しい理解を図ることが必要である。

（参考）学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

序章（体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について） … P 2

序章（子ども・保護者・教員の声） … P 6

序章（体罰の禁止について） … P 8

第1章（体罰と懲戒の違い）～（体罰を生まない環境） … P10～13

② 指導の一環という名前で体罰は正当化できないことを認識する。

自分の行為は体罰ではなく、指導の一環として厳しく指導したという認識をもって体罰を行ったケースが多い。

各学校においては、どのような行為が体罰に該当するかといった事例や、体罰によらない指導方法、児童生徒とのかかわり方などについて研修の充実を図ることが必要である。

（参考）学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

第1章（体罰と懲戒の違い）～（体罰を生まない環境） … P10～13

第2章（事例4） … P17

第5章（部活動における指導の問題点と改善例） … P41

第5章（参考 コーチング） … P46

③ 体罰は、児童生徒との信頼関係を壊してしまうことを認識する。

信頼関係があれば体罰を行っても許されると考えているケースが多い。教職員と児童生徒との関係では、教職員の立場が強いということを認識し、体罰が児童生徒の心身に悪影響を与え、教職員や学校への信頼を失墜させるものであることを理解し、教職員の人間的な温かみや受容的態度により、教職員と児童生徒との人間関係、信頼関係を確かなものにする必要がある。

(参考)学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

序章(子ども・保護者・教員の声)	… P 6
第1章(体罰と懲戒の違い)～(体罰を生まない環境)	… P10～13
第2章(参考 カウンセリングマインド)	… P19

④ 保護者や児童生徒に謝罪したり、保護者が指導の一環と理解しても、体罰をした事実は消えないことを理解する。

各学校においては、教職員が有形力行使した際に、報告を徹底するとともに、部活動では、複数顧問制による顧問相互間の連携のもと、体罰が発生した場合に、報告を徹底し、原因の究明と再発防止に向けた検討を行う体制を構築する必要がある。

(参考)学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

第1章(体罰を生まない環境)	… P12～13
第2章(事例4)	… P16
第5章(運動部活動の基本的な考え方)～(参考 コーチング)	… P40～46

(2) 所属長

保護者に理解が得られ、事故が解決したとして道教委に報告しなかった体罰事案は、今回の調査により新たに把握された体罰のうちの約29%を占めている(グラフ「所属長が体罰を報告しなかった要因」P5参照)。

これは、所属長の体罰に対する認識の誤りによるものである。

所属長は、体罰に対する正しい認識を再確認することはもとより、万一、体罰が発生した際は、確実に報告を行うとともに、原因の究明と再発防止に向けた検討を行い、体罰の発生しない学校体制の構築を進める必要がある。

(参考)学校教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」

第1章(体罰を生まない環境)	… P12～13
第2章(事例7)	… P19
第4章(事例研究(高等学校)事例1)	… P34
第4章(参考 アンガーマネジメント)	… P38

(3) 児童生徒・保護者

被害者である児童生徒又はその保護者が、体罰を児童生徒に対する指導の範疇と捉え、体罰とは認識しなかった事例は、今回新たに把握された事例のうちの約69%を占めている(グラフ「児童生徒・保護者の体罰に対する認識」P6参照)。

これは、児童生徒も保護者も、児童生徒本人が悪いと指導されたものと受け止めることが主な要因と考えられる。

体罰を根絶するためには、学校や市町村教育委員会だけではなく、児童生徒・保護者、地域社会が体罰に関して正しい認識を共有することが必要であり、児童生徒・保護者等に対して「体罰はいかなる状況においても絶対に許されないもの」であることを伝えていくことが重要である。

(参考)学校教育指導資料「望ましい指導の在り方ー体罰の根絶を目指してー」

第1章(体罰を生まない環境) … P12～13

第3章(参考 アサーショントレーニング) … P26

4 事故報告書の提出について

事故発生時に体罰を行った教職員から報告がなかった体罰事案は、今回の新たに把握された事例のうち、約91%を占めている(グラフ「教職員の体罰に対する認識」P14参照)。

これらを防ぐため、

- ・ 体罰について正しい認識をもつための、管理職による教職員との個別面談による確認
- ・ 常日頃から、感情的になって手が出るなどを防ぐために、怒りの感情の対処法を身に付けるアンガーマネジメントなどの考え方に基づいた指導についての研修の実施
- ・ 教職員同士がお互いに話し合い、協力できる職場づくりなど児童生徒の指導方法に悩んでいる教職員に対する組織的な相談支援体制の整備

などが必要である。

また、万一体罰が発生した場合は、体罰を行った教職員は所属長へ、所属長は市町村教委へ、市町村教委は道教委へ速やかに報告するとともに、学校として児童生徒への謝罪や、保護者への説明、原因の究明と再発防止に向けた校内体制や指導の在り方の見直しなどを進める必要がある。

(参考)学校教育指導資料「望ましい指導の在り方ー体罰の根絶を目指してー」

第4章 体罰の防止と組織的な指導体制について … P27～38

□ おわりに

学校教育法第11条では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されている。

また、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（通知）（平成25年3月13日、24文科初第1269号）記2「懲戒と体罰の区別について」（2）にあるとおり、「その懲戒の内容が、身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は体罰に該当する、とされている。

さらに、別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」（3）「正当な行為」にあるとおり、有形力の行使は、教員等が防衛のためにやむを得ずしたり、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした場合など、刑事上、民事上も正当防衛または正当行為として責任を免れる場合であって、それ以外はすべて体罰との認識をもつことが重要である。

本資料を、学習教育指導資料「望ましい指導の在り方―体罰の根絶を目指して―」とともに、校内研修で活用したり、教職員が定期的に読み返したりするなどして、指導の在り方や、校内体制を点検し、適切で効果的な指導が行われることを期待する。

（作成）

北海道教育庁総務政策局教職員課
北海道教育庁学校教育局高校教育課
北海道教育庁学校教育局義務教育課
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
北海道教育庁学校教育局健康・体育課
北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

（問い合わせ先）

北海道教育庁総務政策局教職員課
電話 011-231-4111（内線：35-207）
FAX 011-232-1051
メール kyoiku.kyoshoku1@pref.hokkaido.lg.jp
（迷惑メール防止のため、「@」を全角にしている）